

協議第29号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成16年 3月26日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について次のとおりとする。

- 1 各市町村共通の団体について
 - (1) 1市2町1村に共通している団体は、できる限り合併時に統合または再編できるよう調整に努める。
 - (2) 統合または再編に時間を要する団体は、新市において将来統合または再編できるよう調整に努める。
- 2 各市町村独自の団体について
 - 1市2町1村独自の団体は、現行のとおりとする。

平成16年 4月22日 確認

調 整 の 必 要 性

「公共的団体等」とは、その市町村の区域にある、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、文化協会等の文化事業団体等の公共的活動を営む全ての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第 1 5 7 条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。

合併特例法第 1 6 条第 8 項では、長期間にわたって合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、合併市町村の一体性確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしている。

なお、農業共同組合及び商工会等については、組織の強化の観点から法律により合併を推進しているところであり、相互の調整を図ることが重要である。

公共的団体等の取扱いに関する法令（抜粋）

地方自治法
(昭和 2 2 年 4 月 1 7 日法律第 6 7 号)

【公共的団体等の指揮監督】

第 1 5 7 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

市町村の合併の特例に関する法律
(昭和 4 0 年 3 月 2 9 日法律第 6 号)

【国、都道府県等の協力等】

第 1 6 条

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

協議第29号 公共的団体等の取扱いについて 参考資料2

先 進 事 例	
<p>篠山市 H11.4.1</p>	<p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 各町共通の団体について ア新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 イ郡単位の上級組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新市組織へ円滑に移行できるよう調整を努める。 ウ国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導のもとに、そのあり方について協議していくものとする。 エ統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 各町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。</p>
<p>西東京市 H13.1.21</p>	<p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 2市に共通している団体については、合併時に統合できるよう調整につとめるものとする。</p> <p>(2) 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(4) 2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p>
<p>さいたま市 H13.5.1</p>	<p>共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>その他の公共的団体については、現行のとおりとする。(新市において再び加入する。)</p>
<p>あさぎり町 H15.4.1</p>	<p>公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>各町村共通の団体について (1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等のもとに、そのあり方について協議していくものとする。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>各町村独自の団体について 原則として現行のとおりとする。</p>
<p>上天草市 H16.3.31 (合併予定)</p>	<p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努めるものとする。</p> <p>1 各町共通の団体について 新市の一体性を保つため、合併時に統合したほうがよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 国・県の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導のもとに、協議していくものとする。 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2 各町独自の団体について 原則として現行のとおりとする。</p>